

規 則

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第八十四号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 平成二十年国土交通省告示第二百八十二号第二の規定により、法第十二条第一項に規定する調査の項目、方法及び結果の判定基準に、平成二十八年国土交通省告示第七百二十三号別表第一（一）から（五）までの防火扉（各階の主要な常閉防火扉に限る。）に係る検査項目及び検査事項、検査方法並びに判定基準を付加する。

第三条第一項第二号中「排煙機」を「可動防煙壁又は排煙機」に改める。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。